

令和元年6月28日現在

機関番号：33504

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K03977

研究課題名(和文) 刑事司法におけるソーシャルワーカーの役割～日・独・仏・瑞での取り組みから～

研究課題名(英文) The Role of Social Workers in Criminal Justice: Efforts of Japan, Germany, France, Switzerland

研究代表者

鷲野 明美 (WASHINO, AKEMI)

健康科学大学・健康科学部・准教授

研究者番号：50711587

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、近年我が国において注目されている「刑事司法におけるソーシャルワーカーの役割」について、ドイツ、フランス、スイスとの比較研究を行った。日本での検察庁、矯正施設におけるソーシャルワークがまだ始まって日が浅いことに対して、ドイツ、フランス、スイスでは、早い段階から個々の刑事司法システムに合わせたソーシャルワーカーの関与がなされてきた。特に、日本と刑事司法の仕組みが似ているドイツでの高齢者犯罪の状況からは、刑事司法におけるソーシャルワークが罪を犯した人の抱える問題を実体的に解決し、それが再犯防止にもつながっている事実から、我が国の司法にとってより参考に値する事例であることが明らかとなった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

当研究成果の学術的意義としては、我が国の刑事司法、とりわけ矯正におけるソーシャルワークの現状と課題をソーシャルワーカーに対する全数調査により明らかにしたことである。さらに、ドイツ、フランス、スイスでの刑事司法におけるソーシャルワークとの比較研究から、刑事司法の各段階にソーシャルワークを取り入れることの方向性に対して制度的な妥当性を提示した。さらに、社会的意義としては、我が国ではまだこれからの課題である刑事司法と地域とのネットワークづくりという問題に本格的に取り組んだことであり、この点についても、歴史的に民間団体が罪を犯した人を支援してきた、特にドイツやフランスの事例が示唆に富むものであった。

研究成果の概要(英文)：In this research, we have conducted a comparative study with the situation in Germany, France and Switzerland on "the role of social workers in criminal justice," which has recently been attracting attention in Japan. In Germany, France and Switzerland, social workers have been engaged from the early stages in their respective criminal justice systems, while in Japan, it has not been long for social workers to serve at prosecutor's offices and correctional facilities. In particular, from the situation with crimes committed by the elderly in Germany, whose criminal justice system is similar to that of Japan, it has become clear that social work in criminal justice has been succeeding in practically resolving problems of people who have committed crimes and that it was also connected to recidivism prevention.

研究分野：刑事政策、司法福祉

キーワード：刑事司法 ソーシャルワーク ソーシャルワーカー 日本 ドイツ フランス スイス

1. 研究開始当初の背景

刑事司法が「犯罪予防」を目的とするのに対して、福祉は「その人らしい生活の実現」を目的とするように、これらの目的はそれぞれに異なる。また、加藤幸雄が司法福祉の立場から「司法とは、法律によって黑白の決着を明確にすること（規範的解決）を主な役割とする。一方、福祉は、個別化された社会問題の解決・緩和をめざし、実情に即した調整機能を果たすこと（実体的解決）を重視する」と述べているように、それぞれの役割や機能も異なる。このような要因もあり、日本では長い間、刑事司法と福祉がそれぞれ別々に機能し、福祉の支援が行き届かなかった高齢者や障害者が罪を犯して刑事司法の対象となり、さらには、刑事司法から福祉につなぐ仕組みもほとんどなかったことから、刑事司法を離れた後にも犯罪を繰り返すことが少なくないということが明らかとなった。このことに対して、近年刑事司法と福祉の連携による取り組みが行なわれ、刑事司法においてソーシャルワーカーの配置が進められているものの、それら活動の現状および課題に関しては、ほとんど明らかとなっていなかった。

2. 研究の目的

本研究では、日本の刑事司法におけるソーシャルワーカーの役割の現状を明らかにし、ドイツ、フランス、スイスとの比較研究を行うことにより、今後の日本の刑事司法における入口支援（被疑者・被告人段階での支援）、出口支援（矯正施設入所時および出所に向けた支援）、保護観察におけるソーシャルワーカーの役割に関して一定の示唆を得ることを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、平成 27 年度から平成 30 年度の 4 カ年で、日本、ドイツ、フランス、スイスでの「刑事司法におけるソーシャルワーカーの役割」に関する比較研究を行った。

日本に関する研究は、文献等資料による調査に加え、矯正施設の福祉職へのアンケート調査、保護観察官等に対するインタビュー調査を行うことで、その役割の現状と課題を明らかにした。

ドイツに関しては、文献等資料による調査に加え、ヘッセン州カッセル検察庁、ヘッセン州シュバルムシュタット刑務所、バーデンビュルテンベルク州コンスタンツ刑務所ジンゲン支所、ヘッセン州マールブルク裁判所等を訪問し、裁判補助官、行刑のソーシャルワーカー、保護観察官等に対する聞き取り調査を行った。

フランスに関しては、文献等資料による調査に加え、フランス司法省行刑局、パリ社会復帰・保護観察所における聞き取り調査を行った。

スイスに関しては、文献等資料による調査に加え、チューリッヒ州チューリッヒ拘置所、チューリッヒ州ポッシュビーズ刑務所、アールガウ州レンツブルク刑務所を訪問し、ソーシャルワーカー等に対する聞き取り調査を行った。

4. 研究成果

本研究より得られた成果は、主に次のとおりである。

(1) 日本の「刑事司法におけるソーシャルワーク」の現状と課題

我が国では、古くから更生保護が行われており、現在はソーシャルワーカーである保護観察官を中心に罪を犯した人や非行少年の社会復帰に向けた支援が行われている。これに加え、近年福祉の支援を必要としている高齢者や障害者への福祉的支援の重要性と必要性が認識され、検察庁での社会福祉アドバイザーの活用、矯正施設への福祉職の配置、地域生活定着支援センターの設置とそこへの社会福祉士等の配置、指定更生保護施設への福祉職の配置などが行われている。これら近年新たに始められた取り組みの概要は、主に次のとおりである。

検察庁における社会福祉アドバイザーの活用

検察庁においては、平成 23 年 9 月に最高検察庁が示した基本規定「検察の理念」のなかの第 8 項「警察その他の捜査機関のほか、矯正、保護その他の関係機関とも連携し、犯罪の防止や罪を犯した者の更生等の刑事政策の目的に寄与する。」に基づき、被疑者・被告人段階での支援を開始した。これは、福祉的支援の必要性が考えられる高齢者、障害者、ホームレスなどの被疑者等に対し、検察官の依頼によって社会福祉士等の社会福祉アドバイザーが福祉サービス活用の提案や相談支援機関の紹介等の助言を行うものである。例えば、東京地方検察庁では平成 25 年 4 月に社会復帰支援室を、仙台地方検察庁では平成 25 年 9 月に刑事政策推進室を設置し、それぞれに社会福祉アドバイザーとして社会福祉士が配置された。現在では、東京地方検察庁、大阪地方検察庁、名古屋地方検察庁をはじめ、多くの地方検察庁において、各庁の実情に合わせた方法により行われており、社会福祉アドバイザーの配置や相談支援の行い方等、その方法は様々である。

矯正施設への福祉職の配置

現在、矯正施設への福祉職の配置が行われており、矯正施設入所中および出所に向けた支援が展開されている。これは、高齢や疾病、障害により出所後に自立した生活を送ることが困難な受刑者等に対する再犯防止対策の一環として、福祉的支援の充実を図るため、矯正施設に福祉専門官、社会福祉士、精神保健福祉士を配置し、被収容者の福祉的ニーズの把握と社会復帰に向けた支援を行うものである。このうち福祉専門官は、社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかあるいは双方の国家資格を、社会福祉士および精神保健福祉士も同じくそれらの国家資格を所持していることが要件とされており、福祉専門官は常勤職員、社会福祉士および精神保健福祉士は非常

勤職員として採用されている。これら福祉職の配置は、精神保健福祉士が平成 16 年度、社会福祉士が平成 19 年度、そして、福祉専門官は平成 26 年度より始まり、その数は年々増加し、平成 30 年度は 186 名の福祉職が、刑事施設 71 庁および少年院 20 庁において勤務している。これ以外に、社会復帰促進センターにも民間の社会福祉士等の福祉職が勤務している。

これら福祉職の業務として法務省が想定しているものには、刑事施設に関しては、(1)特別調整に関する業務、(2)出所後直ちに、医療措置や福祉による支援が必要な受刑者の生活環境の調整に関する業務、(3)その他釈放前の指導における福祉についての講話など、福祉上の専門性を要するとして、矯正施設の長が指示する業務が、少年院に関しては、(1)特別調整に関する業務、(2)出所後直ちに、医療措置や福祉による支援が必要な在院者（要保護者）の社会復帰支援に関する業務、(3)その他、矯正教育の一環としての福祉についての講話など、福祉上の専門性を要するものとして、少年院長が指示する業務がある。

地域生活定着支援センターとソーシャルワーカーの配置

平成 21 年度に地域生活定着支援事業（平成 24 年度より地域生活定着促進事業に改名）が始まり、各都道府県に地域生活定着支援センターが設置された。このセンターでは、(1)刑事施設入所者等の釈放後の生活基盤を整えるための支援、(2)福祉施設等への入所後の支援、(3)地域の刑事施設釈放者等への相談支援を行っている。

地域生活定着支援センターは各都府県に 1 か所ずつ（北海道は 2 か所）設置されており、保護観察所、矯正施設等と連携しながら、主に、(1)コーディネート業務（矯正施設出所者に対する帰住地への受入れ調整）、(2)フォローアップ業務（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）、(3)相談支援業務（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）を行っている。6 名の職員配置を基本とし、社会福祉士・精神保健福祉士等の資格を有する者またはこれらと同等に業務を行うことが可能であると認められる職員を 1 名以上配置することとなっている。

指定更生保護施設への福祉職の配置

平成 21 年度から、法務省および厚生労働省が連携し、適当な帰住先がなく、かつ、高齢または障害により直ちに自立することが困難である受刑者等に対する特別調整を行っているが、出所後直ちに福祉による支援を受けることが困難な者は、一旦更生保護施設において受け入れ、福祉への移行準備および社会生活に適應するための指導や助言を内容とする特別処遇を行っており、その役割を担うための施設として指定更生保護施設が指定されている。この高齢または障害により自立が困難な刑事施設釈放者等を対象とする指定更生保護施設に社会福祉士等の福祉職を配置し、施設退所後の生活への移行支援等を行っている。

本研究では、このうち、矯正におけるソーシャルワークの現状と課題、保護観察官がソーシャルワーク実践で直面する困難性について明らかにするために、矯正施設の福祉職へのアンケート調査、保護観察官等に対するインタビュー調査を行った。

日本の矯正施設のソーシャルワーカーを対象としたアンケート調査からは、矯正におけるソーシャルワークに関する今後の課題として、矯正施設内、施設間、地域との連携強化、研修およびスーパービジョン体制の確立、矯正のソーシャルワークに関するガイドライン（業務指針）の作成、福祉職の雇用の安定化（非常勤から常勤へ）等が必要であることが見受けられた。さらに、自由記述部分のテキストマイニング分析の結果からは、矯正施設でのソーシャルワークの今後の課題として、矯正の福祉職に対する理解の拡充、矯正施設内外の連携強化、勤務・雇用の安定化の必要性が示唆された。

また、保護観察官等を対象としたインタビュー調査のうち、元保護観察官を対象としたインタビュー調査のテキストマイニング分析からは、保護観察官がソーシャルワーク実践で直面する困難性として、保護観察官が直面する地域社会の変容による困難性、保護観察官が直面する司法と地域との連携における困難性、保護観察官が置かれている組織環境からの困難性が示唆された。

なお、これら研究のうち、矯正施設のソーシャルワーカーを対象としたアンケートの作成、データ処理、分析に関しては柁木隆寿が、自由記述のテキストマイニングに関しては渡邊隆文が、保護観察官等を対象としたインタビュー調査のとりまとめと質的分析を渡邊隆文が共同研究者として実施している。

(2) ドイツ、フランス、スイスにおける現状

ドイツ

古くから刑事司法におけるソーシャルワークが充実していたドイツでは、検察および裁判の段階を担当している裁判補助は 1900 年代初頭から、行刑のソーシャルワークは 1800 年代から、保護観察は 1900 年代からその活動が行われており、刑事司法の各段階にソーシャルワークが取り入れられてきた。さらに、裁判補助、行刑のソーシャルワーカーの業務は、その歴史からも、現在ではかなり幅広く、専門的である。例えば、ヘッセン州カッセル検察庁における裁判補助の役割のなかには、当事者支援ばかりでなく、家族支援や被害者支援も含まれている。また、ドイツでは受刑者が入所する時から退所するまでの間、継続的にソーシャルワーカーが関わってい

る。さらに、地域での対応について、ドイツでは、個人の篤志家やキリスト教団体による民間主導の福祉施策が展開されてきたという特徴があり、連邦全体で民間の犯罪者支援団体の活動が充実している。そして、罪を犯した人への支援 16 種類、すなわち、(1)捜査支援、(2)刑事訴訟手続における少年保護補導、(3)初期支援、(4)拘留裁判支援、(5)加害者と被害者の和解、(6)社会奉仕を通じた代用自由刑の執行防止に対する支援、(7)少年刑法の教育的外部措置、(8)保護観察、(9)行状監督、(10)禁固刑中の釈放に向けた支援、(11)禁固刑から釈放された後の支援、(12)世話人付住居と移行施設における支援、(13)執行手続における支援、(14)外国人法の処置に該当する処罰対象者に対する支援、(15)恩赦の決定の準備に関する援助、(16)処罰対象者の親類(家族)のための支援を、社会復帰法という新たな法律のなかに一元化かつ体系化して取り入れるという議論もなされており、そこには、刑事司法に取り込まれた者に対する、現在すでに行われている多層的な支援を、地域レベルでネットワーク化していくという考え方が含まれている。

フランス

フランスでは、「司法対象者」と呼ばれる、あらゆる刑を受けている者に対し、社会復帰・保護観察所の社会復帰・保護観察官が、再犯防止および社会復帰のための支援を行っている。

社会復帰・保護観察所の制度は、1999年に創設され、現在では県単位で設置されている。刑務所におけるソーシャルワーカーの支援は、1945年に開始され、その後、刑期満了前の仮釈放者の支援をする必要があるとして、裁判官がボランティアとともに支援する組織として、1963年に保護観察・釈放者支援委員会が作られた。しかし、刑務所と保護観察・釈放者支援委員会とでは管轄が異なり、刑務所内のソーシャルワーカーと刑務所外のソーシャルワーカーとの間の組織的なつながりが十分ではなかったことが問題視され、これを統一する形で社会復帰・保護観察所が創設された。なお、社会復帰・保護観察所には、ソーシャルワーカーである社会復帰・保護観察官に加え、社会保障アシスタントと呼ばれるソーシャルワーカーがいるが、採用のされ方に違いはあるものの、両者の職務内容は同じである。

社会復帰・保護観察官等が受刑者に支援を行なう際に問題となっていることは、福祉制度の利用の可否を決定する県の職員が行刑施設まで出向くことがなかなか大変であるという点である。さらに、受刑者が入所している刑務所の所在地が、その出身県と異なる場合には、出身県の担当者が刑務所まで出向くことがさらに難しくなる。これに対して、フランスでは、全国の県議会と司法省行刑局とが、その改善のために、例えば、社会復帰・保護観察所と県議会との間で、受刑者が収容されている刑務所の所在する県が本人の福祉を担当するという協定を締結する方向でことが進められている。

スイス

スイスに関しては、チューリッ州に関する研究を行った。刑事司法におけるソーシャルワーカーとして、拘置所や行刑施設などの行刑におけるソーシャルワーカー、保護観察官があげられる。このうち、行刑施設のソーシャルワークに関しては、2011年の終わりまでは拘置所と刑務所における社会福祉的な相談は保護観察官と行刑の職員において行われてきたが、2012年の初めからは、刑務所に関しては個々にソーシャルワーカーを配置することにより、より専門的で充実した受刑者等への支援が図られている。

このように、チューリッ州では、2012年より個々の刑務所にソーシャルワーカーを配置し、それぞれの対象者に対して、より専門的な支援を開始したことが特徴的である。

(3)「刑事司法におけるソーシャルワーカーの役割」：日独比較から見た総合的検証

本研究を進めるなかで、日本がこれまでに刑事法制、社会保障、社会福祉等をはじめとする様々な領域において、その取り組みを参考にし、また、刑事司法システムが日本とよく似ているドイツにおける取り組みに注目し、なかでも、特に日本が抱える高齢者犯罪への対応を例に、刑事司法におけるソーシャルワーカーの役割に焦点を当てて研究を進めた。

ドイツでは、高齢者による犯罪の状況が日本とはかなり異なる。ドイツでは、全検挙人員に占める高齢者の割合が著しく低く、さらには、連邦司法省を中心に、2004年から2013年にかけて連邦全体で実施された再犯に関する調査結果からは、高齢者による再犯が極めて少ないことがわかった。

このようなことから、「刑事司法におけるソーシャルワーカーの役割」を検討するにあたり、ドイツにおける高齢者犯罪への対応について、刑罰に関する考え方、刑事司法における対応、地域における対応を中心に、とりわけ、「刑事司法におけるソーシャルワークの有効性」に注目しながら考察した結果、次のようなことが指摘できる。

第一に、刑罰論に関しては、日独ともに、相対的応報刑論、統合説が一般に支持されている。統合説とは、「刑罰を原則的に応報ととらえ、その範囲で予防も考慮する」という考え方である。第二に、刑事司法手続に関しては、制度全体を通して見ると相違はあるものの、起訴猶予制度や執行猶予制度など、社会復帰に有効であると考えられているダイバージョンの仕組みが両国いずれにおいても存在し、それらは日独いずれにおいても高齢者に対して比較的多く用いられている。ちなみに、ダイバージョンとは、刑事事件処理のいずれかの段階で、通常の司法手続きから離脱させること、あるいは通常手続から離脱させて他の代替処置を取ることをいう。第三に、矯正レベルに関しては、ドイツでは1976年制定の連邦行刑法において自由刑の執行目的が社会

復帰であると示されたように、日本よりも早くから社会復帰を意識した施策が行われていた。一方、日本でも、時期は後になったが、監獄法全面改正により平成 17 年に制定された「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」、さらに、平成 18 年同法改正に伴い成立した「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」第 30 条において、受刑者処遇の原則として、個別処遇、改善更生の意欲喚起、社会生活への適応能力の育成が示されたように、受刑者の社会復帰を意識した取り組みが始まったところである。第四に、刑事司法におけるソーシャルワークに関しては、ドイツでは、検察・裁判の段階の裁判補助は 1900 年代初頭から、行刑のソーシャルワークは 1800 年代から、保護観察は 1900 年代から活動が行われており、刑事司法の各段階でソーシャルワークによる支援が行われてきた。一方、日本においては、比較的最近になって、検察や矯正におけるソーシャルワーカーの採用、罪を犯した者が抱える問題を解決することによる犯罪防止を図ろうとする取り組みが進められるようになった。日本社会は著しく高齢化が進んでいるが、それにもかかわらず、平成 20 年からの検挙人員は増加せず高止まりとなっている。これは「刑事司法と福祉の連携」によって、刑事司法において、罪を犯した高齢者に対するソーシャルワーク支援が行われ、対象者が抱える問題を実体的な解決につなげてきたことの効果の現れであると考えられる。もっとも、ドイツでは高齢者による犯罪の割合が日本に比べて明らかに低い。これは、古くから刑事司法の各段階にソーシャルワークが関わり、対象者の抱える問題を実情に即して解決するということを積み重ねてきたこと、矯正において社会復帰を意識した処遇がなされてきたこと、そして、刑事司法に加え、地域の民間団体等と一緒に取り組んできたことによるものであると考える。

日本の「刑事司法におけるソーシャルワーク」は、まだ始まって日が浅い。しかしながら、古くからのドイツでの取り組みから考えると、ソーシャルワーカーが刑事司法において罪を犯した人に対する支援を行うことは、対象者の生活の安定、そして、その人らしい生活の実現を図るとともに、ひいては犯罪予防にも効果があるものと見込まれる。わが国の刑事司法は、今後さらにソーシャルワークによる支援を強化するとともに、対象者の生活の場である地域との連携を強め、罪を犯した人の抱える問題を実体的に解決することが期待されている。

< 引用文献 >

- 赤池一将、フランスにおける行刑の現状と課題、矯正講座、第 26 号、2005、57-82
太田達也、起訴猶予と再犯防止措置、法律時報、第 89 巻 4 号、2017、6-11
加藤幸雄、司法福祉とは、改訂新版 司法福祉、2017、9-20
金尚均他、ドイツ刑事法入門、2015
武内謙治、ドイツにおける行刑改革、前野育三先生古希祝賀論文集 刑事政策学の体系、2008、75-89
武内謙治、ドイツにおける更生保護制度改革、「司法と福祉の連携」の展開と課題、2018、323-335
豊田謙二、ドイツにおけるソーシャルワーカー養成と実践の現在：ボローニャ・プロセスを挟んで、熊本学園論集『総合科学』、第 20 巻第 2 号、2015、13-34
中村秀郷、刑事司法における入口支援（被疑者・被告人への福祉的支援）の現状と課題 更生緊急保護と入口支援に関する一考察、社会福祉士、第 22 巻、2015、21-29
根津洗希、刑罰における応報と予防の関係性について、中央大学大学院研究年報、第 44 号、2014、379-398
古川隆司、ドイツにおける高齢犯罪者の現状と対応、追手門学院大学社会学部紀要、第 7 号、2013、63-72
法務総合研究所、研究部資料 55「ドイツにおける高齢犯罪者の実情と処遇」、2008
鷲野明美、「刑事司法と福祉の連携」から「地域を基盤とした協働」へ～罪を犯した高齢者・障害のある人を地域で支える、月刊福祉、第 100 巻第 9 号、2017、54-55
鷲野明美、矯正におけるソーシャルワークの現状と課題～矯正の福祉職に対するアンケート調査の結果から～、刑政、第 129 巻第 8 号、2018、12-23
渡邊隆文・鷲野明美、保護観察官がソーシャルワーク実践で直面する困難さに関する一考察 更生保護官署勤務経験者へのインタビュー調査のテキストマイニングによる分析から、人間福祉学会誌、第 18 巻第 2 号、2019、77-82
Block, Petra: Rechtliche Strukturen der Sozialen Dienste in der Justiz, 2. Aufl., Kriminologie und Praxis Bd. 11, 1997.
Bukowski, Annette/Nickolai, Werner: Soziale Arbeit in der Straffälligenhilfe, 2018.
Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz: Legalbewährung nach strafrechtlichen Sanktionen, Eine bundesweite Rückfalluntersuchung 2004 bis 2007, 2010.
Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz: Legalbewährung nach strafrechtlichen Sanktionen, Eine bundesweite Rückfalluntersuchung 2007 bis 2010 und 2004 bis 2010, 2013.
Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz: Legalbewährung nach strafrechtlichen Sanktionen, Eine bundesweite Rückfalluntersuchung 2010 bis 2013 und 2004 bis 2013, 2016.
Heinz Cornel, Resozialisierungsgesetz – Grundlage für nicht freiheitsentziehende

Maßnahmen und Hilfeleistungen für Straffällige, Forum Strafvollzug – Zeitschrift für Strafvollzug und Straffälligenhilfe 3,2017,S186-192.

①Staatsanwaltschaft Kassel,„Arbeitsfelder der Gerichtshilfe“2010.

②Riekenbrauk,Klaus:Strafrecht und Soziale Arbeit,5.Aufl.,Einführung für Studium und Praxis,2018.

5 . 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

渡邊隆文・鷲野明美、保護観察官がソーシャルワーク実践で直面する困難さに関する一考察
更生保護官署勤務経験者へのインタビュー調査のテキストマイニングによる分析から、人間
福祉学会誌、査読あり、第18巻第2号、2019、77-82

鷲野明美、矯正におけるソーシャルワークの現状と課題～矯正の福祉職に対するアンケート
調査の結果から～、刑政、査読なし、第129巻8号、2018、12-23

〔学会発表〕(計7件)

渡邊隆文・鷲野明美、矯正におけるソーシャルワーク実践の現状と課題 - 自由記述データのテ
キストマイニングから、日本社会福祉学、2018

鷲野明美、矯正におけるソーシャルワークの現状と課題～「特別調整に関する業務以外の業務」
に焦点を当てて～、日本司法福祉学会、2018

鷲野明美、矯正におけるソーシャルワークの現状と課題、日本矯正教育学会、2017

鷲野明美、日本における高齢者犯罪の現状と高齢受刑者への支援～「刑事司法と福祉の連携」
から「地域を基盤とした協働」へ～、世界精神医学会・第17回精神医学世界会議、2017

Akemi WASHINO, Die aktuelle Situation der Kriminalität älterer Menschen und die
Unterstützung für ältere Gefangene in Japan ~ Von der „Zusammenarbeit zwischen der
Strafjustiz und der Wohlfahrt“ zur „Gemeinsamkeit der Gemeinden, World Psychiatric
Association WPA XVII World Congress of Psychiatry in Berlin, 2017

鷲野明美、矯正における福祉職の役割、日本矯正医学会、2016

鷲野明美、被収容者の高齢化に対応する福祉・医療・刑事政策～ドイツ・フランスでの取り組
みを参考に～、日本矯正医学会、2015

鷲野明美、フランスにおける罪を犯した人へのソーシャルワーク支援～SPIP(社会復帰・保護
観察所)での取り組みを中心に～、日本司法福祉学会、2015

〔その他〕

鷲野明美、矯正における福祉職の役割、矯正医学、第65巻第3号、2017、113-119

鷲野明美、被収容者の高齢化に対応する福祉・医療・刑事政策～ドイツ・フランスでの取り組
みを参考に～、矯正医学、第64巻第3号、2016、118-132

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：渡邊 隆文

ローマ字氏名：Takafumi Watanabe

所属研究機関名：健康科学大学

部局名：健康科学部

職名：助教

研究者番号：40735841

研究分担者氏名：柗木 隆寿

ローマ字氏名：Takahisa Masaki

所属研究機関名：健康科学大学

部局名：健康科学部

職名：助教

研究者番号：00580226